

議案第26号

安平町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

安平町介護保険条例(平成18年安平町条例第108号)の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

第142条に定める「特別な理由」に該当となる介護保険料の減免を実施するため、この条例の制定について、提案するものである。

安平町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

安平町長 及 川 秀一郎

安平町条例第 号

安平町介護保険条例の一部を改正する条例

安平町介護保険条例(平成18年安平町条例第108号)の一部を次のように改正する。

15

() 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めること。

15

保険料を減免することができる。

附 則

安平町介護保険条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p>14 (略)</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合のうち必要があると認められるときに対し、保険料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>() () (略)</p> <p>() 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めること。</p> <p>(略)</p> <hr/> <p>らずに保険料を減免することができる。</p> <p>第16条から第22条まで (略)</p>	<p>14 (略)</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合のうち必要があると認められるときに対し、保険料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>() () (略)</p> <p>(略)</p> <p>第16条から第22条まで (略)</p>

安平町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

●令和7年度税制改正による給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額：55万円から65万円に引き上げ

一部の第1号被保険者について、課税の段階から非課税の段階となる現象が発生

●介護保険法施行令の改正

保険者の責めに帰さない保険料収入不足を防ぐ観点から、介護保険料についてはこの見直しの影響を遮断する改正

令和8年度の介護保険料算定は、見直し前の基準により算定

令和7年度住民税非課税であった者が令和8年度も非課税になるように控除引き上げの範囲内で就業調整した場合、介護保険料が非課税から課税の段階に変更する現象が発生

●介護保険法第142条に定める「特別の理由」の該当

このような場合は、保険者の判断により当該者の保険料を非課税の段階まで減免することが可能

●介護保険条例の一部改正

- ①介護保険法第142条の規定により、条例を一部改正し、介護保険料の減免を実施
- ②本人の申請によらずに保険料の減免を可能

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料	月額保険料
段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80.9万円以下の方 	× 0.285	17,780円	1,482円
	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80.9万円を超え、120万円以下の方 	× 0.485	30,260円	2,522円
	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円を超えた方 	× 0.685	42,740円	3,562円
	<ul style="list-style-type: none"> 世帯に住民税が課税されている方がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80.9万円以下の方 	× 0.90	56,160円	4,680円
第5段階 (基準額)	<ul style="list-style-type: none"> 世帯に住民税が課税されている方がいるが、本人は住民税非課税の方 	× 1.00	62,400円	5,200円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 	× 1.20	74,880円	6,240円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 	× 1.30	81,120円	6,760円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 	× 1.50	93,600円	7,800円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 	× 1.70	106,080円	8,840円
	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 	× 1.90	118,560円	9,880円
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 	× 2.10	131,040円	10,920円
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 	× 2.30	143,520円	11,960円
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方 	× 2.40	149,760円	12,480円

非課税世帯の人の
介護保険料

免

課税世帯の人の介

るが、今回の特例

階であったが、令

た方のうち、税制
改正の影響による
介護保険料算定上
の遮断措置がなけ
れば非課税世帯の
段階だった方を令

で減免するもの